

しょうがいしゃさべつかいしょうほう きてい もと しょうひしゃちよう たいおうししんあん かん
障害者差別解消法の規定に基づく消費者庁の対応指針案に関する

いけんぼしゅう けっか
意見募集の結果について

へいせい ねん がつ にち
平成28年2月18日

しょうひしゃちようしょうひしゃせいさくか
消費者庁消費者政策課

さだ めいれいとう だimei
1. 定めようとする命令等の題名

しょうひしゃちようしょかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん
消費者庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関
する対応指針
たいおうししん

めいれいとう せこうび
2. 命令等の施行日

へいせい ねん がつ にち
平成28年4月1日

ていしゅついでんすう
3. 提出意見数

けん
49件

ていしゅついでん ふ あん しゅうせい うむ
4. 提出意見を踏まえた案の修正の有無

あ しょうさい べつてんおよ たいおうししん ごらん
有り。詳細は別添及び対応指針を御覧ください。

〈別添^{べってん}における略称^{りやくしょう}について〉

○「法^{ほう}」とは「障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に関する法律^{かんほうりつ}」（平成25

ねんほうりつだい 5 年法律第65号^{ごう}）をいう。

○「基本方針^{きほんほうしん}」とは「障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に関する基本^{かん}

方針^{ほうしん}」（平成27年2月24日閣議決定^{へいせい ねん がつ にちかくぎけつてい}）をいう。

○「対応指針^{たいおうししん}」とは「消費者庁所管事業分野^{しょうひしゃちょうしょかんじぎょうぶんや}における障害^{しょうがい}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}

の解消^{かいしょう}の推進^{すいしん}に関する対応指針^{かんたいおうししん}」をいう。